

## 諮問案件の文化財について

### ○有形文化財（彫刻）：木造<sup>しょうそう</sup>聖僧坐像<sup>えじわじょう</sup>（伝恵慈和尚）

熊毛郡平生町の般若寺の木造の聖僧坐像（※1）で、般若寺に「恵慈和尚」（※2）と伝わる1軀を、新たに県指定文化財に指定しようとするもの。

平安時代後期に造られた制作優秀な木彫像で、全国的にも作例が少ない聖僧像であること、県内において国・県指定の聖僧像はこれまでにないこと、般若寺とその地域の文化や信仰の歴史を考える上でも重要なものであることから、県指定文化財としてふさわしいものである。

※1 聖僧像：僧侶の手本、寺の守護者として信仰された像。

※2 恵慈：聖徳太子の師となった高句麗出身の僧。太子が没したことを知り、翌年、太子と同月同日に没したという。

